

# パンデミック下における遺体の取り扱い

## 明治時代のコレラ流行について

京都大学文学部 坂本郁

人

### はじめに

Covid-19の世界的流行は、外出自粛や全国的な休校、リモートワークの普及、オンライン授業の実施、飲食店の営業自粛、各種イベントの自粛など、生活のあらゆる場面に大きな変化をもたらした。そしてこの感染症は日々の暮らしのみならず、人生の最期の場面、すなわち葬送の場面にも影響を及ぼした。Covid-19によって亡くなった方の遺体は接触感染のおそれから納体袋に収納して取り扱うこととされて、通常とは異なる形での葬送が行われ、あるいは亡くなってから火葬が終わるまで親族と顔を合わせられないような状況もあった<sup>1</sup>。

感染症の流行時における遺体の扱いは、パンデミックを考察する上でのひとつの論点になりそうである。そしてそれは、現今の状況のみならず、過去の事例を考察することでより立体的に論じることができるかもしれない。そこで、**本稿では明治時代のコレラ流行時における遺体の扱いを紹介すること**で、このことを考えるための材料を提供したいと思う。

明治時代に入ってはじめてコレラの流行が発生したのは明治10(1877)年のことだった。これは横浜、長崎、そして西南戦争後の帰還兵からの三系統によって感染が拡大したもので、13,800人ほどの患者数と8,000人ほどの死亡者を出した<sup>2</sup>。そしてこの年以降、明治時代には表1のように、患者数が一万人を超える流行が起こった。

	コレラ患者数(人)	コレラ死者数(人)	人口(千人)	致命率
明治10	13,818	8,027	35,870	0.58
明治12	162,637	105,788	36,464	0.65
明治15	51,631	33,784	37,259	0.65
明治18	13,824	9,329	38,313	0.67
明治19	155,923	108,405	38,541	0.70
明治23	46,019	35,227	39,902	0.77
明治24	11,142	7,760	40,251	0.70
明治28	55,144	40,154	41,557	0.73
明治35	12,891	8,012	44,964	0.62

(表1)厚生省医務局編『医制百年史 資料編』(ぎょうせい、1976年)より作成

<sup>1</sup> 令和4(2022)年6月30日厚生労働省健康局結核感染症課および医薬・生活衛生局生活衛生課より事務連絡:「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000959238.pdf> (厚生労働省HP 2023/9/15閲覧)

<sup>2</sup> 山本俊一『日本コレラ史』東京大学出版、1982年

最大の流行が発生したのは明治12(1879)年と明治19(1886)年であり、16万人近い罹患者と10万人を超える死者を出した。表を見ると分かるようにどの年も致死率が高く、患者の10人に6～7人ほどが命を落とした計算になる。この中でコレラ感染者の遺体はどのように取り扱われたのだろうか。そしてそこでどのような問題が発生したのだろうか。

本稿ではこうした視点から、主に法令を中心として明治時代のコレラ流行時の遺体の取り扱いについての史料を提示する。そのために第一には当時の通常時の葬送が火葬や土葬の併用であったことを示して、コレラ流行時の葬送の特徴を浮かび上がらせるための土台をつくる。第二に当時の感染症対策の諸法令を概観し、第三にその中で特に遺体の取り扱いがどのように規定されていたかを示す。

## 1. 明治時代の葬送について

明治時代のコレラ流行下での遺体の取り扱いを見ていく前に、明治時代の葬送の形態について見ていく。現在の日本では遺体は主として火葬に付せられるが、明治時代には主として火葬と土葬が混在していた。明治の初めのころには火葬の禁止やその解除などについて多々論争があったものの、ここではそこにはあまり踏み入らないで、法的な位置づけを確認するにとどめることとする。

### 【明治6年7月18日 太政官布告第253号】<sup>3</sup>

- 内容:「火葬ノ儀自今禁止候條此旨布告候事」
- 明治6年に出されたこの布告の文章を現代的なことばに直すと、「火葬はこれから先禁止するので、このことを布告する」となる。『太政類典』を見るとこの火葬禁止令が制定されたことには以下の理由があげられる。1) 火葬によって出る煙によって健康被害が出る。2) 火葬は野蛮で残酷な行いである。<sup>4</sup>

### 【明治8年5月23日 太政官布告第89号】<sup>5</sup>

- 内容:「明治六年七月第貳百五拾三號火葬禁止ノ布告ハ自今廢止候條此旨布告候事」
- 明治6年の火葬禁止令から二年弱が経った明治8年5月には上記の布告が出された。これを現代的なことばに直すと、「明治6年7月第253号の火葬禁止の布告はこれから先廢止するので、このことを布告する」となる。これによって火葬が可能となり、また同年6月にはこの布告を受けて、内務省は達乙第80号によって、火葬場の建設について、人家から離れた場所に建てることや火葬場の煙で健康被害が出ないようにする、といった制限を定めた<sup>6</sup>。

<sup>3</sup> 『法令全書 明治6年』

<sup>4</sup> 『太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百六十八卷・教法二十・葬儀』(国立公文書館蔵 請求番号:太00492100)

<sup>5</sup> 『法令全書 明治8年』

<sup>6</sup> 『法令全書 明治8年』

以上のことから、コレラ流行が発生した明治10年以降の葬送は火葬とそれ以外の方法(多くは土葬)が併用されていた。現在では多くの地域が火葬を行っているものの、実は火葬の受容された時期は地域によってまちまちであり、明治時代には火葬を導入していた地域もあれば、平成になるまで受容していない地域もあった<sup>7</sup>。ではこうした中で、コレラによる死者の遺体はどのように扱われることとされたのだろうか。以下では諸法令を見ることでその様子を明らかにする。

## 2. 明治時代のコレラ対策に関わる諸法令

この節ではコレラ流行時の遺体の取り扱いの規定を見る前に、その規定が書きだされるところの法令の内容について概観していく。明治政府は明治7年の「医制」発布に代表されるように衛生行政の整備を進めていたが、伝染病についての初めてのまとまった法令は明治10(1877)年の「虎列刺予防法心得」だった。明治10年は先述表1で見られるように明治時代に入ってから始めてコレラ流行が起こった年だった。そしてこれ以降、伝染病に関連する法令が公布されていくこととなる。

### 【「虎列刺病予防法心得」(明治10年内務省達乙第79号)】<sup>8</sup>

- これは明治10(1877)年に厦門でのコレラ流行を察知したために、日本でも流行が始まってしまうよりも前にその予防方法を示すべきだということで8月に出されたものである。「予防法心得」という名称ではあるが検疫の方法や避病院の設置、患者の届出、消毒方法、患者の扱いなど規定しており、付録として消毒薬の作り方や使用法を示した「予防法附録消毒薬及ヒ其方法」も出されている。明治時代は初めてのコレラ流行が起こったのはこの直後、9月ごろからのことだった。

### 【「虎列刺病予防仮規則」(明治12年布告第23号)】<sup>9</sup>

- これは明治12(1879)年ごろに内務省衛生局が後述の伝染病予防規則についての作成を進めている最中にコレラ流行が起こったために、コレラに関する条項のみを抜粋して施行したものだ。同法は伝染病に対するはじめての予防法規で、コレラについて患者の届け出や検疫委員の制度、避病院の設置、交通遮断の方法、物件の移動禁止、清潔方法、消毒方法、遺体の処理について規定されている。同法は二か月後に修正され、明治13年には伝染病予防規則の公布によって廃止されることとなる。

<sup>7</sup> 林英一『近代火葬の民俗学』(佛教大学、2010年)第1章「火葬の受容年代と受容理由概観」

<sup>8</sup> 内閣記録局編『法規分類大全〔第32〕衛生門〔第2〕疾疫 予防・清潔及摂生・隔離及消毒・検査・種痘・麻疹・黴毒検査』(内閣記録局、1891)pp. 8~11

<sup>9</sup> 内閣記録局編『法規分類大全〔第32〕衛生門〔第2〕疾疫 予防・清潔及摂生・隔離及消毒・検査・種痘・麻疹・黴毒検査』(内閣記録局、1891)、pp. 23~26

### 【「伝染病予防規則」(明治13年布告第34号)】<sup>10</sup>

- 明治13(1880)年にはコレラ・腸チフス・赤痢・ジフテリア・発疹チフス・痘瘡の六つの病気を「伝染病」と規定した、伝染病についての初の総合的な予防法規である「伝染病予防規則」が定められた。明治12年の「虎列刺病仮規則」はこれによって廃止され、明治30年に「伝染病予防法」が公布されるまで伝染病についての基本的な法令となる。そしてこの円滑な運用のために「伝染病予防心得書」や「伝染病予防消毒取締規則」などが定められた。

### 【「伝染病予防法」(明治30年4月1日法律第36号)】<sup>11</sup>

- 明治30(1897)年の「伝染病予防法」は明治13年の「伝染病予防規則」が新たな伝染病の発生や医事・衛生の学術の進歩に伴って時代にそぐわなくなったことから、大きな改正を施して公布したものであった。従来の六つの伝染病にペストと猩紅熱を加え、その他の制度にも大きな改正を施した同法は平成10(1998)年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(通称:感染症法)が公布されるまで改正を繰り返しながらも日本の伝染病についての基本的な法規となった。

## 3. コレラ対策に関わる法令下での遺体の取り扱い

この節ではいままで示してきた法令、およびその付随的な法令等における遺体の取り扱いについて見ていく。コレラ患者の死者は、その遺体からの感染がおそれられて、厳重な消毒を施すことや、火葬を行うことの推奨、また埋葬地の制限などが定められることとなる。

### 〈法令等内容の要約〉

#### 【明治10年「虎列刺病予防法心得」】

- 「虎列刺病予防法心得」では、患者の遺体について埋葬の規定が見られる。第6条では開港場のある地方の避病院で死亡した者について、コレラ流行の予防実務にあたる委員(これは医療従事者や衛生掛、警察官などがなった)が定めた埋葬地に埋葬することとした。ただし、その土地に墓地を持つ者の場合は委員から許可を得て遺体を消毒したのちにはそちらに運搬してもよいとされた。また第22条では開港場のある地方以外について、遺体はその地方で定めた埋葬地のみに埋葬することとされた。
- また、「虎列刺病予防法心得」とともに公布された「予防法附録消毒及ヒ其方法」ではコレラ患者の吐瀉物や触れたものの消毒法が示されているが、ここでは遺体の消毒についても示されている。コレラ

<sup>10</sup> 内閣記録局編『法規分類大全〔第32〕衛生門〔第2〕疾疫 予防・清潔及摂生・隔離及消毒・検査・種痘・麻疹・黴毒検査』(内閣記録局、1891)pp. 40~42

<sup>11</sup> 『法令全書 明治30年』(内閣官報局)pp.67~73

で死亡した者の遺体は速やかに片づけて、石炭酸溶液(結晶石炭酸、つまりフェノールの水溶液)で浸した木綿で包む。そして棺には多量の石炭酸末(粗製石炭酸に木炭や砂、灰、銀屑などの粉末を混ぜたもの)で満たして、時々石炭酸溶液を注ぐとされた。

#### 【明治12年「虎列刺病予防仮規則」】

- この規則では、遺体の運搬について第20条から第21条に定められている。ここではコレラ患者は専用の運搬機に乗せて、黄色の小旗に「コレラ」と黒の文字で書いて、人通りが少なく素早い運搬が可能な道路を選んで運ぶこととされている。またその運搬機は流行の終息後に焼却処分することとされている。
- 葬送については第17条に定められている。コレラ患者の遺体について、十分に消毒したうえで速やかに一定の場所で火葬、ないし埋葬することとされている。なお、火葬したのちの遺骨は改葬してもよいが、埋葬の場合は決して改葬してはいけないとされている。
- 同年には「虎列刺予防及消毒法心得」<sup>12</sup>が内務省から公布された。ここでは遺体の消毒方法が示されている。コレラ患者の遺体は速やかに片づけて、石炭酸水に浸した木綿で包み、棺には石炭酸末あるいはクロールカルキ(晒し粉)あるいは石灰あるいは灰で満たして蓋をする。棺の外は木綿で覆い、時々石炭酸水で浸すこととされていた。

#### 【明治13年「伝染病予防規則」】

- コレラ患者の遺体は、埋葬地を区画して埋葬し、改葬してはならないとした。ただし火葬の場合は通常の火葬場で火葬して、遺骨は改葬してもよいとされた。通常の火葬場で火葬してよいという点が10年、12年のものから変わったといえる。

#### 【明治13年「伝染病予防心得書」】

- なお、明治13年には「伝染病予防規則」の公布に伴って予防実務の実行のために内務省から「伝染病予防心得書」が公布された<sup>13</sup>。ここでは遺体の扱いについて、患者が死亡した場合はなるべく遺体に近づいたり、遺体を沐浴させたりするなどのことはしない方がよいとした。
- また、「伝染病予防心得書」では避病院で死亡した者について、避病院には正常な霊安室を設けて遺体をここに置くとした。また霊安室には親族が弔いにくるのでその余地を設けておくとされた。また、

<sup>12</sup>内閣記録局編『法規分類大全〔第32〕衛生門〔第2〕疾疫 予防・清潔及摂生・隔離及消毒・検査・種痘・麻疹・黴毒検査』(内閣記録局、1891)、pp.248~253

<sup>13</sup>内閣記録局編『法規分類大全〔第32〕衛生門〔第2〕疾疫 予防・清潔及摂生・隔離及消毒・検査・種痘・麻疹・黴毒検査』(内閣記録局、1891)pp.46~85

避病院の患者が危篤に陥った場合は速やかにその家に通知して、死亡した場合は入棺前に家族にその姿を見せることとした。避病院自体はこれ以前にもあったが、上のような記述が見られるのはこれが初めてである。

- 遺体の消毒については、石炭酸水に浸した単衣か綿布で遺体を包んで棺に入れるとした。また石炭酸水で浣腸して肛門を綿で塞ぐことができれば最良であるとした。それ以前までに示されていた、棺を石炭酸末や灰で満たすという措置はなくなっている。
- 遺体の火葬・土葬については、死亡確認後速やかに火葬することとしている。火葬場がない場合は人家から離れた場所に簡易の火葬場を設けて火葬することとしている。土葬についての規定は見られない。

#### 【明治13年『虎列刺予防論解』】

- 『虎列刺予防論解』は明治13年に内務省衛生局と社寺局が共に編纂したものである。前年のコレラ流行の際に政府が示した予防方法をひとつひとつが理解せず流行が広がってしまったとし、特に教導職(明治5年に宗教による国民教化のために置かれた職員。神官、僧侶、学者などがこれになった。明治17年に廃止される)を通してひとつひとつに予防の考えを広めようとしたものである<sup>14</sup>。「災害を免るるに神仏の助力を仰ぐは勿論よきことなれど己も力を盡して其災害の由て来る道理に対して充分にうち消す方法をなさざれば神仏とても加護する能はず」<sup>15</sup>のように宗教的な対応をある程度肯定しながらも自ら動いて消毒、隔離などの対策をとることを求めている。
- 『論解』では遺体の扱いについて先述明治13年の「伝染病予防心得」にのっとった内容となっているが、火葬／埋葬の別について、火葬がより望ましいということが示されている。「死屍ハ成る丈火葬にするが良し其故は埋葬にてハ如何程に消毒するとも其屍の腐るに従ひ自づと地中に滲み透し或は川水井戸等流れ込みて再び害を萌すべし火葬ハ其害毒を焼払ひ全く清浄となるものなり」<sup>16</sup>とし、また火葬の利点として、埋葬は改葬してはならないが、火葬ならば遺骨を改葬できるということをあげている。

#### 【明治19年「虎列刺病予防消毒心得書」(明治20年改正)】

- 明治19年には日本で最大規模のコレラ流行が発生した。このことから内務省は「虎列刺病予防消毒心得書」を公布した<sup>17</sup>。明治19年の段階では遺体の取り扱いについて目立った記述はなかったが、20

<sup>14</sup> 内務省社寺局・衛生局 編『虎列刺予防論解』1890年、「緒言」より

<sup>15</sup> 内務省社寺局・衛生局 編『虎列刺予防論解』1890年、p. 3

<sup>16</sup> 内務省社寺局・衛生局 編『虎列刺予防論解』1890年、p. 34

<sup>17</sup> 内閣記録局編『法規分類大全〔第32〕衛生門〔第2〕疾疫 予防・清潔及摂生・隔離及消毒・検査・種

年の改正で遺体の消毒についての記述が見られる。そこでは、コレラ患者の遺体にかけていた布団ないし衣服に昇汞水(昇汞、すなわち塩化第二水銀を希硫酸と水と混ぜたもの)を撒き、そののちに布団をどけて旧衣の上から昇汞水をかける。そして衣類や襦袢に昇汞水をかけて遺体の肛門部に敷き、棺に入れる。遺体と棺の間に隙間がある場合は昇汞水で浸した布でその隙間を埋めるとした。

#### 【明治30年「伝染病予防法」】

- 明治30年の「伝染病予防法」では遺体の火葬・埋葬についての規定がうかがえる。伝染病による死者の遺体は吏員が充分だと認めた消毒をしないと埋葬してはならない。また、遺体は火葬すべきであるが、所轄警察官署の許可を得た場合はその限りではない。土葬の場合は三年が経たないと改葬してはならないとされた。

#### 〈法令内容のまとめ〉

さて、これまでに見てきた明治時代のコレラ流行時における遺体の取り扱いについて、法令上の規定は大まかにまとめると以下のようなになるだろう。

- 1) 遺体の消毒:コレラ患者の遺体は指定された消毒液等を浸した布などで包み、消毒剤を敷き詰めた棺に入れられるとされた。
- 2) 遺体の埋葬法:基本的には火葬が推奨された。また土葬の場合は場所が指定され、改葬について制限が課せられた。

#### おわりに

さて、ここまでで明治10年から明治30年までのコレラ流行時における遺体の取り扱いを法令の面から概観してきた。明治時代は葬送の方法として火葬とそれ以外(主に土葬)が併用されていたが、伝染病予防の諸法令においては、火葬が奨励された。特に人々に向けられた予防書である『虎列刺病予防論解』では、火葬は改葬が可能だが土葬は出来ない、といったように、遺体からの感染を防ぐことができるということ以外の利点を挙げることで、火葬を勧めている様子をうかがい知ることができた。また、遺体を消毒剤で浸した布で包んで棺に入れ、棺も消毒剤で満たすといった処置が示された。

このように、明治時代のコレラ流行時には遺体が感染症の感染源のひとつになるという考え方から遺体の取り扱いが規定されていた。このことは令和のCovid-19流行下で、感染者の遺体からの接触感染のリスクが指摘された状況と似ているといえる。Covid-19流行下では厚生労働省と経済産業省が共同で「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を示したが、令和2年7月から令和5年1月まで用いられた第1版では、患者の遺体は接触

---

痘・麻疹・黴毒検査』(内閣記録局、1891)、pp.123～132

感染を防ぐために納体袋に収容されることとされていた<sup>18</sup>。

では、患者の遺体が感染源になりうるという認識のもとで、コレラ流行時には、そしてコロナ流行時にはどのような問題が発生していたのだろうか。たとえばCovid-19流行時には、感染者の遺体は納体袋に入れられて、ともすればそのまま家族との対面の機会がないままに火葬されてしまう問題が発生していた。明治13年の「伝染病予防心得書」では避病院で亡くなった患者について、家族との対面についての規定が示されたが、ここには共通する問題が発生していた可能性はないだろうか。明治と令和のパンデミックを比較することで、パンデミックにおける遺体の取り扱いについて、より立体的で一般的な論を提示することを今後の課題として、本稿の結びとしたい。

なお、本稿で提示した史料や文献については下にリンクなどを付すこととする。

## 史料・文献案内

本稿では主に『法令全書』と『法規分類大全』を用いて明治時代のコレラ流行時の諸法令を見てきた。この二つは国立国会図書館デジタルコレクションでログインなしで見られる(2023年10月現在)。

- **国立国会図書館デジタルコレクション**: <https://dl.ndl.go.jp/ia/>  
ここでは今回用いた史料以外にも官報や雑誌、古文書などさまざまな史料を見ることができる。また、利用者登録をすると個人送信サービスによって閲覧できる文献が増える。
- 『法令全書』: 官報に掲載された法令を通時的にまとめたもの。  
『法令全書 明治6年』: <https://dl.ndl.go.jp/ia/pid/787953/1/1> (「火葬禁止令」は364ページ)  
『法令全書 明治8年』: <https://dl.ndl.go.jp/ia/pid/787955/1/1> (火葬禁止令の廃止は99ページ。内務省達乙80号は921ページ)  
『法令全書 明治30年』: <https://dl.ndl.go.jp/ia/pid/788002/1/1> (「伝染病予防法」は67ページ)
- 『法規分類大全』: 慶応3年から明治23年までの公文書を部門ごとに編集した資料郡。感染症について知りたい場合は「衛生門」を見るとまとまった情報が得られる。  
『法規分類大全 [第32] 衛生門 [第2] 疾疫 予防・清潔及摂生・隔離及消毒・検査・種痘・麻疹・黴毒検査』: <https://dl.ndl.go.jp/ia/pid/994204/1/1>  
→明治10年「虎列刺病予防法心得」は8ページ  
→明治12年「虎列刺病予防仮規則」は23ページ  
→明治12年「虎列刺病予防及消毒法心得」は248ページ

---

<sup>18</sup> 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5192415.pdf>  
(滋賀県HPより。2023年9月15日閲覧)

- 明治13年「伝染病予防規則」は40ページ
- 明治13年「伝染病予防法心得書」は46ページ
- 明治19年「虎列刺予防消毒心得書」は123ページ

- 『**虎列刺予防論解**』:こちらも国立国会図書館デジタルコレクションで十数の異本を閲覧できる。ここでは本稿で用いた版を紹介する:<https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/835212/1/1>
- 史料の原本にあたりたい場合、**国立公文書館デジタルアーカイブ**で閲覧できる場合がある:  
<https://www.digital.archives.go.jp/>
- 日本のコレラ・パンデミックについては山本俊一『日本コレラ史』(東京大学出版、1982年)が詳しい。コレラ流行に関する法令や事件などが網羅的に示されているので、事典的な運用に便利である。
- なお、当該リンクの閲覧は全て2023年10月26日時点のものである。